

教安第1022号
平成30年1月30日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課長
(公印省略)

児童生徒等の交通安全教育の充実について（依頼）

日頃から、児童生徒等の交通安全教育の充実に向けて御尽力いただき、お礼申し上げます。

さて、県警察本部統計資料によれば、平成29年中の児童生徒の交通事故での負傷者数は、小学生で849人（前年比同数）、中学生で411人（同20人増加）、高校生で763人（同2人増加）と、中学生及び高校生で前年を上回るなど、憂慮すべき事態となっております。また、小学生で3人、高校生で4人の尊い命が失われるなど、交通安全教育の更なる充実は喫緊の課題であります。

児童生徒等の交通事故防止につきましては、平成29年12月20日付け教安第947号「児童生徒等の交通事故防止の徹底について」等で依頼したところですが、別添資料や「自転車の安全利用のための教育用リーフレット」等を活用し、改めて、学級活動や集会等で、安全な歩行の仕方や自転車の交通ルールやマナーの遵守について指導徹底を図るとともに、交通事故による被害軽減を図るため、自転車の乗車用ヘルメットの着用を推進するなど、児童生徒の「命」を守る発達段階に応じた交通安全教育の充実について、貴管下の各学校に対し、御周知いただきますようお願いいたします。

担当

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課
安全室 指導主事 本宮、佐々木

電話 043-223-4091

教安第1022号
平成30年1月30日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

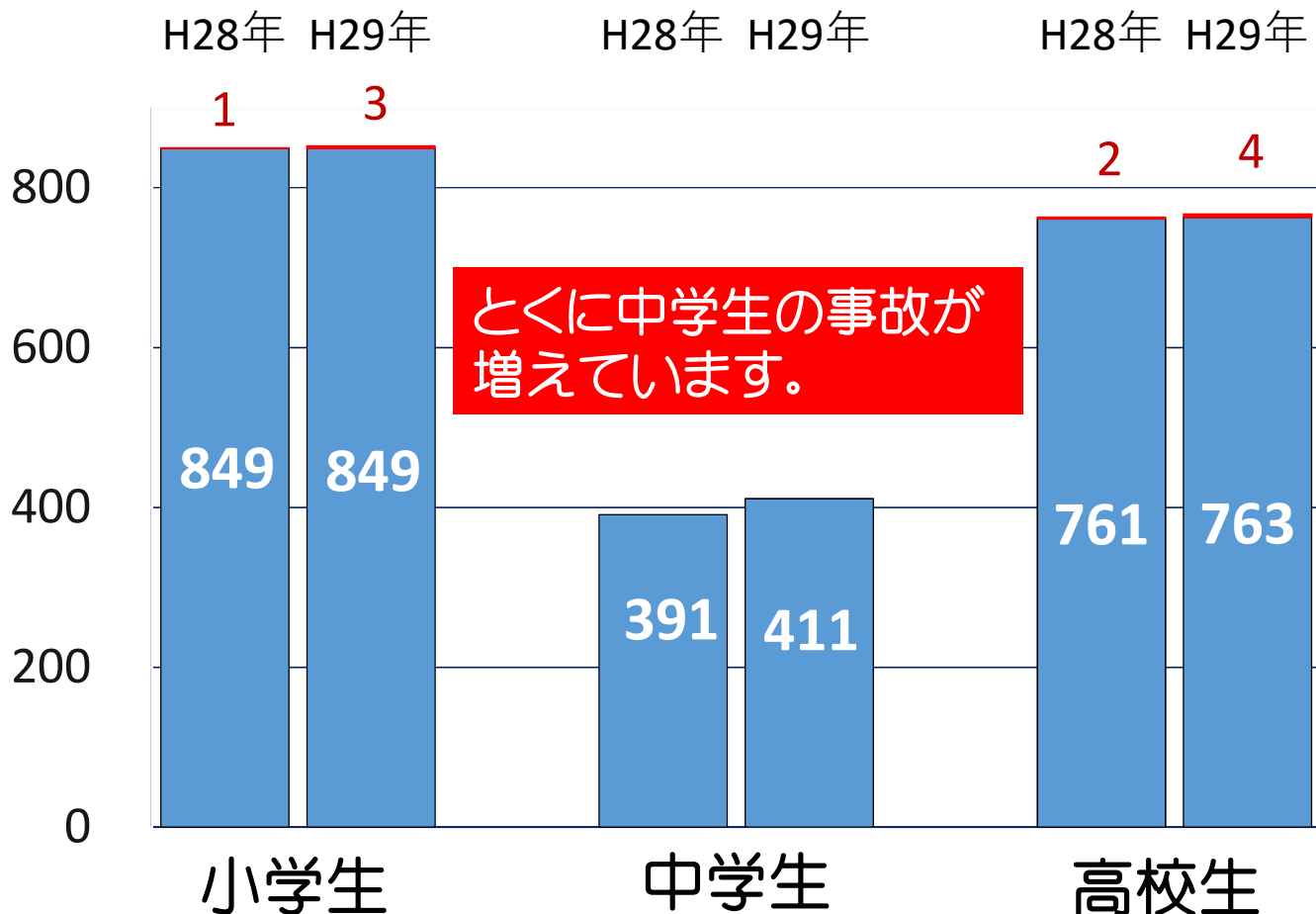
児童生徒等の交通安全教育の充実について（依頼）

このことについて、日頃から御尽力いただいているところですが、県警察本部統計資料によれば、平成29年中の児童生徒の交通事故での負傷者数は、小学生で849人（前年比同数）、中学生で411人（同20人増加）、高校生で763人（同2人増加）と、中学生及び高校生で前年を上回るなど、憂慮すべき事態となっています。また、小学生で3人、高校生で4人の尊い命が失われるなど、交通安全教育の更なる充実は喫緊の課題です。

児童生徒等の交通事故防止については、平成29年12月20日付け教安第947号「児童生徒等の交通事故防止の徹底について」等で依頼したところですが、別添資料や「自転車の安全利用のための教育用リーフレット」等を活用し、改めて、ホームルームや集会等で、安全な歩行の仕方や自転車の交通ルールやマナーの遵守について指導徹底を図るとともに、交通事故による被害軽減を図るため、自転車の乗車用ヘルメットの着用を推進するなど、児童生徒の「命」を守る発達段階に応じた交通安全教育の充実について御配意願います。

担当
教育振興部学校安全保健課
安全室 指導主事 本宮、佐々木
電話 043-223-4091

児童生徒の交通事故死傷者数 (H28年、H29年)



とくに中学生の事故が増えています。

児童生徒7人が事故で亡くなりました。

負傷者では、中学生で20人、高校生で2人増加し、死者数では、小学生、高校生でそれぞれ2人増加しました。

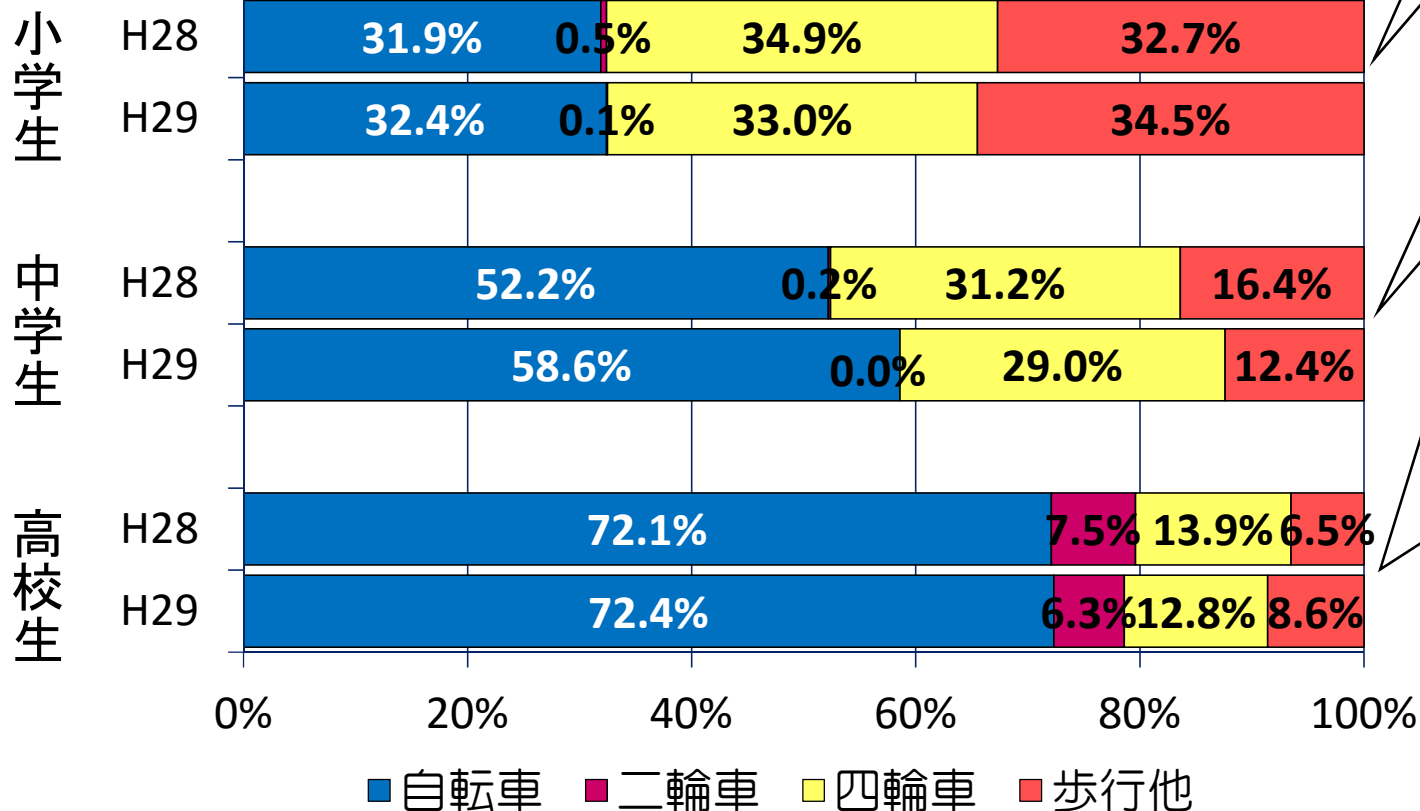
■ 負傷者数 ■ 死者数

※県警察本部統計資料から作成

児童生徒の交通事故状態別死傷者数の割合

(H28年、H29年)

とくに小学生、高校生では歩行中、中学生では自転車乗車中の事故が増えています。



歩行中の事故で**16人**、自転車乗車中の事故で**5人**増加しました。

自転車乗車中の事故で**37人**増加しました。

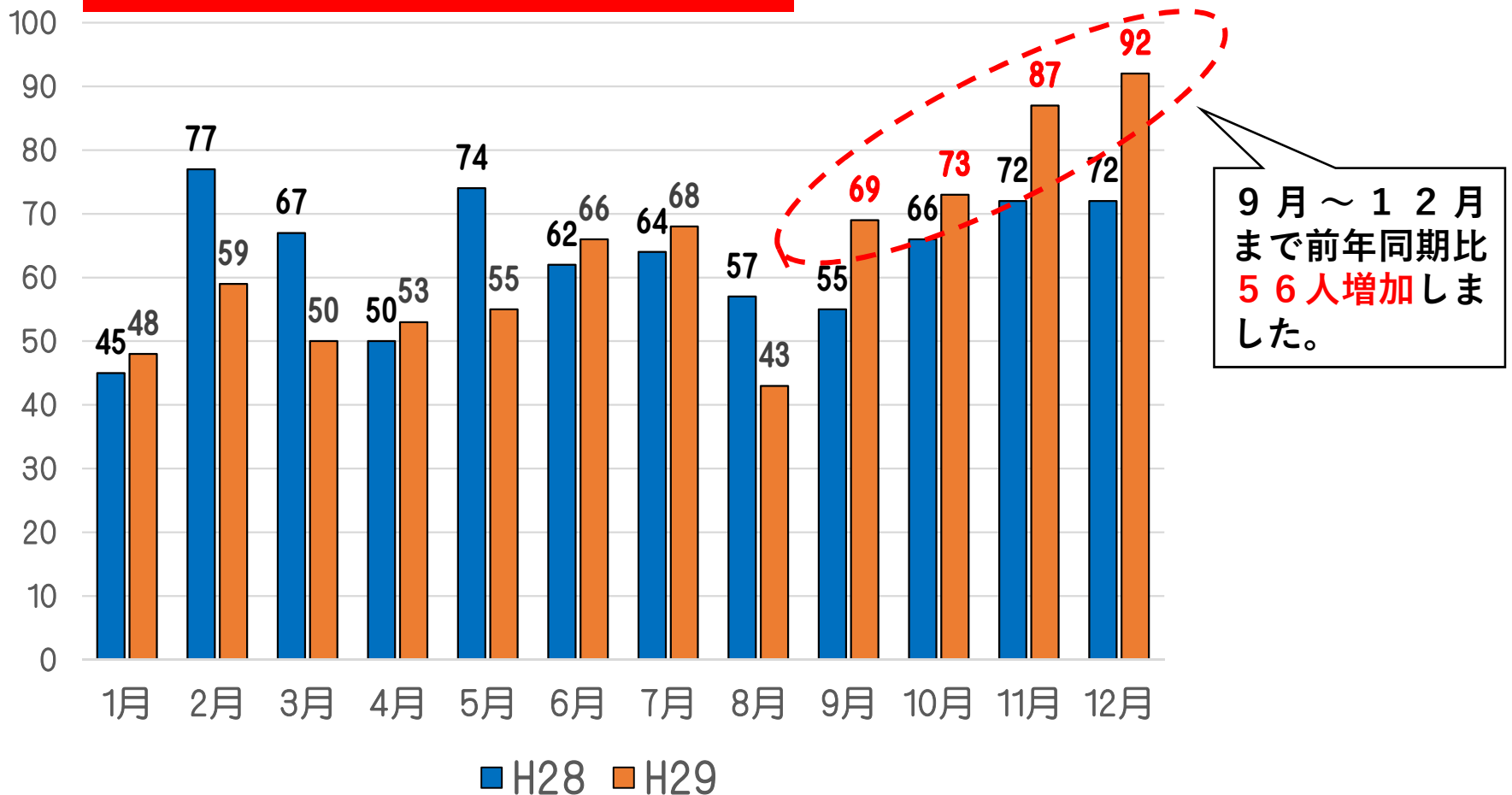
歩行中の事故で**16人**、自転車乗車中の事故で**5人**増加しました。
また、自転車乗車中の事故のうち、重傷者が**49人**から**60人**に増加しました。

※県警察本部統計資料から作成

高校生の交通事故負傷者数の推移

(H28年、H29年)

9月以降、事故が急増しています。



※県警察本部統計資料から作成

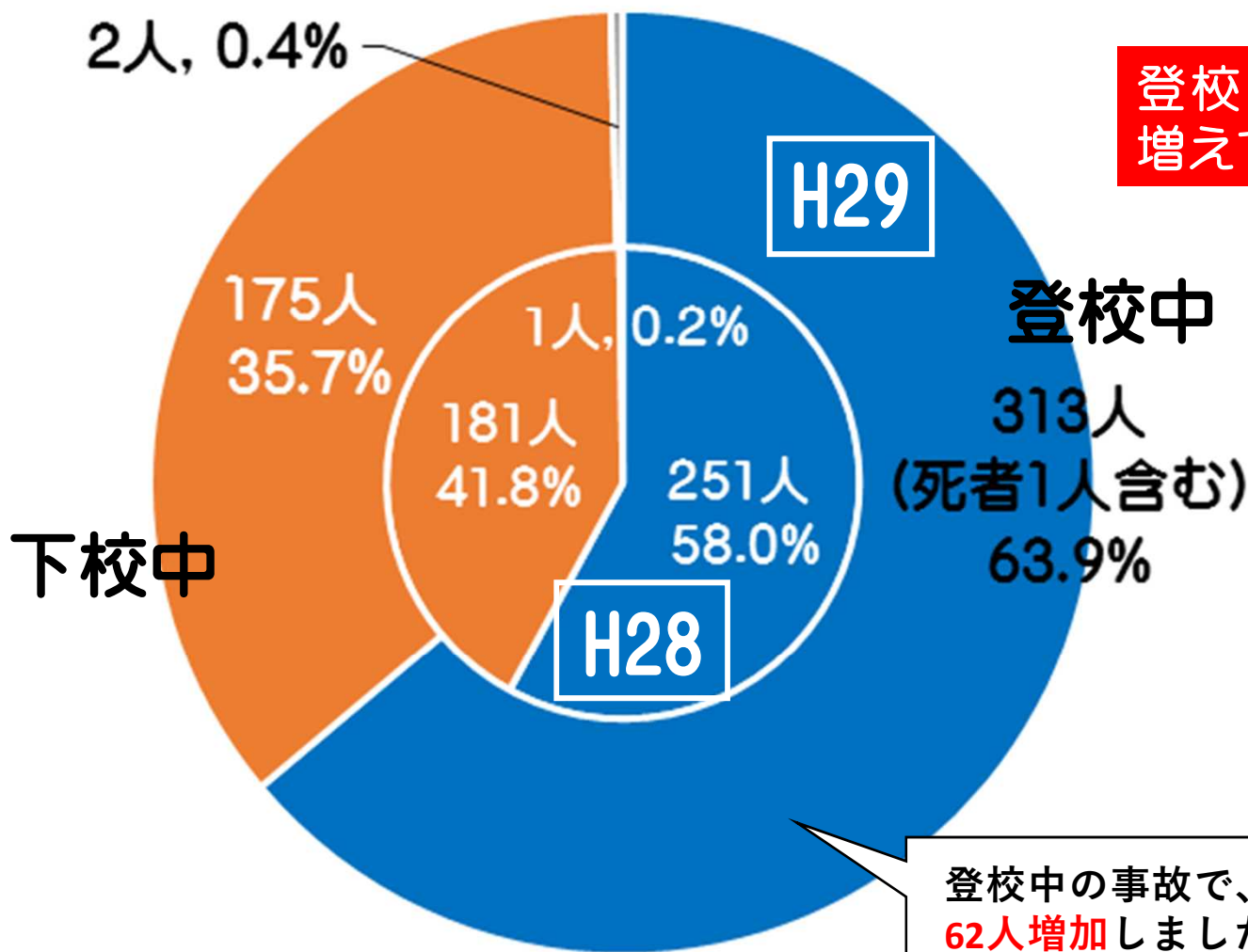
高校生の登下校・学業別死傷者数の割合

(H28年、H29年)

学業中

2人, 0.4%

登校中の事故が
増えています。



登校中の事故で、
62人増加しました。

交通事故から「命」を守るためには…

- 歩行中も自転車乗車中も、交差点やその付近では、一時停止、安全確認してから通行する。
- 自転車が車両であることを認識し、交通ルール（法令）を遵守する。
- 自転車乗車時は、乗車用ヘルメットを着用するとともに、着用の際にはあごひもでしっかり固定する。
- 自動車同乗時は、後部座席でもシートベルトを着用する。



あなたとみんなの命を守る

ちばサイクルルール

千葉県自転車安全利用ルール



自転車に乗る前のルール

① 自転車保険に入ろう

万一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

② 点検整備をしよう

タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。

③ 反射器材を付けよう

車体の前後だけでなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見しやすくしましょう。

④ ヘルメットをかぶろう

特に、子ども(高校生以下)と高齢者(65歳以上)が自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。

⑤ 飲酒運転はやめよう

お酒を飲んだら絶対に運転しないようにしましょう。

自転車に乗るときのルール

① 車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間で、車道通行が原則です。
車道を通行するときは道路の左端に寄って通行しましょう。

② 歩いている人を優先しよう

例外的に歩道を通行するときには、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

③ ながら運転はやめよう

傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。

④ 交差点では安全確認しよう

交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を確認して通行しましょう。

⑤ 夕方からライトをつけよう

夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。